

日本国憲法の平和原則を総否定する「戦争法案」の廃案を求める声明

2015 年 5 月 25 日

日本私大教連中央執行委員会

5 月 14 日、安倍内閣は臨時閣議を開催して、「国際平和支援法」案と「平和安全法制整備法」案を閣議決定し、15 日に国会へ上程しました。閣議決定直後の記者会見で、安倍首相は戦後日本の平和について、「平和、平和とただ言葉を唱えるだけで実現したものではない。自衛隊の創設、日米安保条約の改定、国際平和協力活動への参加、時代の変化に対応して平和への願いを行動へと移してきた結果だ」と強調し、憲法 9 条の歴史的な意義には一切言及しませんでした。また、自衛隊員のリスクへの懸念を問われると、「自衛隊発足以来、1800 名がさまざまな任務等で殉職しており、災害でも危険な任務が伴うということはもっと理解していただきたい」と答え、自衛隊員が「戦死」するリスクが高まることを否定しませんでした。

日本政府はこれまで、米国によるアフガニスタンやイラクでの戦争で自衛隊を派遣した際、「非戦闘地域」でしか支援活動はできないとの「歯止め」を設けていました。これは武力行使を禁じた憲法 9 条のもと、補給や輸送などの支援活動であっても、他国の武力行使と一体化する活動は許されないという考えに基づくものです。昨年 7 月 1 日に集団的自衛権の行使容認を閣議決定した際も、安倍首相は「憲法解釈の基本的な考え方は変わらない」と明言しています。しかし、今回の法案は、「非戦闘地域」について「現に戦闘が行われている現場」でなければ、近くで戦闘があっても、いづれどこで戦闘が起きてもおかしくない地域であっても、その活動を可能にしています。また、従来政府が「憲法上の適否について慎重な検討を要する」としてきた「弾薬の提供」や「戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油や整備」などの戦闘行為を可能にしています。

今回の法案について政府は「平和安全法制」を標榜していますが、その内容は日本の「平和」とも日本国民の「安全」とも全く無縁であり、米国が世界で行なう戦争に際して、いつでも・どこでも・どんな戦争でも、自衛隊が支援・参加するための「戦争立法」にほかなりません。たとえそれが「後方支援」であっても、国際法上の観点からは「戦争当事国」になるのは周知のことです。武力による威嚇や武力行使を可能とする体制を構築することは、戦闘地域に派遣される自衛隊員等の身に危険が及ぶだけでなく、国民がテロの標的となる危険性を増幅させるものでしかありません。

戦後日本は、たえず「戦争する国」であった戦前国家への痛切な反省を踏まえて憲法 9 条を制定し、その後 70 年間にわたって平和国家としての道を歩み続けるなかで、世界の国々から高い信頼を得るとともに、日本社会の平和と繁栄の礎を築いてきました。5 月 20 日の党首討論での安倍首相の「ポツダム宣言を読んでいない」という発言からも明らかなように、今回の法案は、そのような戦後日本の歩みを否定し、過去の日本の戦争を「間違った戦争」と認めない歴史認識に根ざしています。

憲法の掲げる平和主義こそ日本の安全保障の要であり、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」を確立することをめざして、非暴力・非軍事の外交と国際貢献を行なうことこそ、積極的平和主義と呼ぶにふさわしいものと考えます。私たちは、戦後日本の安全保障政策を 180 度転換させる「戦争法案」の廃案を強く求めるとともに、私大関係者のみならず、広範な市民・団体との共同・連帯を広げ、平和憲法を徹底して擁護する運動に取り組むことをあらためて表明するものです。